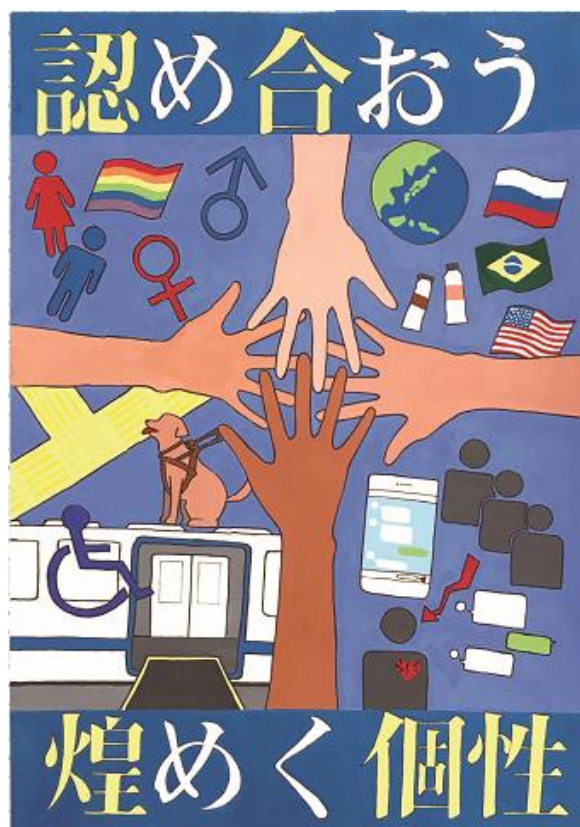


一人ひとりの人権が尊重される津市をめざして



2022（令和4）年度
津市人権施策事務事業
進捗状況評価書



津市人権施策審議会

目 次

1	2022（令和4）年度の人権に関する施策の取組状況について	1
2	総合的な評価・提言	4
3	施策別の評価・提言	5
○	用語解説	17
○	津市人権施策審議会委員名簿	20

1 2022（令和4）年度の人権に関する施策の取組状況について

人権が尊重される津市の実現に向けて津市人権施策基本方針に基づき、2022（令和4）年度に実施した主な施策の取組状況は、以下のとおりであった。

(1) 基本施策

《人権啓発の推進》

コロナ禍においても、感染症対策を講じて計画どおり講演会や講座、研修などさまざまな人権啓発を実施した。人権啓発の効果的な方法を検討し、関係団体と協働した開催、平日夜間の開催やオンラインの活用など、より多くの市民の参加が得られるようにした。企業啓発や街頭啓発を行うとともに、人権ポスターや人権標語の入選作品を活用して人権啓発用のポスターやカレンダーを作成し、自治会掲示板や公共施設に掲出することで日常生活の中で人権を考える機会を設け、人権意識の高揚を図った。職員研修においては、DVDの研修動画を視聴することにより、全ての職員が受講しやすい環境づくりに努めるとともに、階層別研修では、グループワークやワークショップを行うことで主体的に取り組めるようにした。

《人権教育の推進》

幼稚園・保育所における保育事業では、園における人権課題を見抜き、解決に向けて取り組めるよう、地域の人権文化クリエイター^{*1}や人権指導員を招いて園内研修を行った。人権学習推進事業では、地域でさまざまな人権課題の解決やまちづくりなどに取り組んでいる人達から生き方を学ぶ出会い学習を行った。人権教育推進に係る事業では、中学校区ごとに人権フォーラムを開催し、小中学校及び義務教育学校の児童生徒が差別を許さない仲間づくりや人権問題、いじめについて取組を発表した。さらに、地域住民を対象とした、人権について少人数で考え学び合うことができる人権学習会や人権教育講演会を開催した。

《相談・支援体制の充実》

人権相談、青少年の悩み事相談、外国人住民の生活相談、女性相談、保育士や家庭児童相談員による育児相談等において、学校や警察、県、ハローワークなどと連携し、相談や助言を行ったり、ホームページや広報紙において国や県の人権相談窓口に関する情報提供を行ったりするなど相談支援体制の充実を図った。県や団体等が実施する人権講座等へ職員を派遣し、適切な相談対応ができるよう職員個々のスキルアップを図った。

《ユニバーサルデザイン^{*2}（以下「UD」という。）のまちづくりの推進》

三重短期大学や市内の学校等において出前講座や津まつり等でUDの普及・啓発に努めた。誰もが安心して暮らすことができるよう、学校や公共施設、公園等において、UDに配慮した整備を行った。新規設置した指定避難所標識について、外国語表記やピクトグラム^{*3}を用いて、誰もが分かりやすい表記を行った。

《市民活動の組織などとの連携の推進》

地域で人権学習や啓発活動など人権に関する取組を行っている人権団体や社会教育関係団体等の活動を支援するとともに、連携してさまざまな人権課題をテーマとした講座や研修等を開催した。

(2) 分野別施策

《同和問題》

地域住民の交流や活動の拠点となる隣保館、児童館及び教育集会所において、相談事業や教養文化事業、地域交流事業、広報・啓発事業、学習会など、地域住民の生活課題に応じた各種事業を実施した。地域における人権啓発を推進するため、人権・同和問題の解決のために活動している団体に対して補助金を交付して活動を支援するとともに、連携して人権講演会や人権フェスティバルを開催した。各地域で学習会に参加している中学生の交流会を開催し、取組の発表や意見交換等を行った。同和問題の解決や部落差別解消推進法^{※4}の周知・理解を図るため、同和問題をテーマとした市民人権講座や職員人権研修を開催するとともに、街頭啓発等を行った。

《子どもの人権》

親子のふれあいの充実や保護者同士の関係づくりのために、子育て広場を定期的に開催した。学級支援サポーター^{※5}やスクールカウンセラー^{※6}を配置するなど相談支援体制を整え、児童生徒や保護者に対して相談や支援を行った。非行その他の問題行動に悩む保護者や悩みを抱える青少年に対し、教育支援センターに配置されたスクールソーシャルワーカー^{※7}やスクールカウンセラー等と連携し適切な支援を行った。児童虐待や配偶者からの暴力の防止等のため、行政、学校、警察、民生委員、児童養護施設、NPO等で構成する津市児童虐待防止等ネットワークにおいて、要支援家庭に関する情報の共有及び支援内容の協議を行った。病児・病後児保育事業において、新たに1カ所を開設し、子育てを支える環境の整備を図った。

《女性の人権》

一時預かり事業や休日保育事業、病児・病後児保育事業により、さまざまな理由で家庭保育が困難な家庭の保育ニーズの多様化に対応した。市職員の人事において性別を問わず、個々の能力や経験に応じた職員の配置等に努め、女性職員の管理職への積極的な登用に取り組んだ。女性の人権や男女共同参画への理解を深めるため、情報紙の発行、フォーラムや職員研修の開催、企業啓発等を実施した。就業を希望する女性の職業能力の向上につなげるため、パソコンセミナー及び講演会を開催した。女性が抱えるさまざまな問題に関して、弁護士及びカウンセラーによる相談事業を実施した。

《障がい者の人権》

障害福祉サービスや地域生活支援事業、意思疎通支援事業等により、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう必要となるサービスを

提供した。障がい者相談支援センターや障がい者虐待防止センターと連携して相談支援体制の充実を図り、障がい者やその家族のさまざまな相談に対応するとともに、虐待や差別の防止等に取り組んだ。保健師等が心身の健康問題により支援が必要な家庭を訪問し、相談や指導を行った。障害者差別解消法^{※8}の周知や理解を図るため、街頭啓発や職員研修を実施した。

《高齢者の人権》

高齢者の生きがいづくりや人と人とのつながりづくり等のため、シルバー人材センター運営事業における高齢者への就業機会の提供、寿大学など高齢者を対象とした各種公民館講座や高齢者でも参加できるスポーツ教室の開催、コミュニティバスや民間路線バスを活用した外出支援等に取り組んだ。配食サービス事業では、調理困難な高齢者等に食事を届けるとともに、安否確認を行い高齢者等の在宅における健康で安心な生活を支援した。市内10カ所の地域包括支援センターで、高齢者の能力に応じた自立生活が住み慣れた住まいや地域で維持できるよう介護予防・地域ケアを推進した。

《外国人の人権》

ポルトガル語、スペイン語、タガログ語通訳担当員の配置及びタブレット端末による多言語遠隔通訳サービスの活用により相談支援体制の充実を図り、外国人住民からの窓口相談に対応した。外国人が安心して地域で生活ができるように多言語に対応したごみ収集日程表の作成、ホームページの整備、ごみ分別アプリや防災情報メールの活用等を行った。日本人と外国人が文化や習慣の違いを理解し、お互いの人権を尊重し合うことを目的とした多文化共生のイベントを地域の国際交流団体等と協働して開催した。街頭啓発や企業啓発、人権講演会においてチラシを配布し、ヘイトスピーチ解消法^{※9}の周知・啓発を行った。

《さまざまな人権課題・その他の人権》

令和4年4月1日に津市犯罪被害者等支援条例が施行されたことを受け、犯罪被害者に対する理解を深めるための集いを開催するとともに、犯罪被害者の相談や支援を行った。市民の正しい理解を深めるため、「災害と人権」「ハンセン病^{※10}元患者の人権」をテーマに人権講演会や市民人権講座を開催した。

2 総合的な評価・提言

年度	かなり進んだ	進んだ	ある程度 進んだ	あまり進まな かった	進まなかった
平成 30 年度	A	B	Ⓒ	D	E
令和元年度	A	B	Ⓒ	D	E
令和 2 年度	A	B	C	Ⓓ	E
令和 3 年度	A	B	Ⓒ	D	E
令和 4 年度	A	B	Ⓒ	D	E

津市では、条例や基本方針に基づき人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざして、さまざまな人権施策が推進されている。令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症対策を講じ、工夫を凝らしてそれぞれの事業が実施されたことは評価できる。また、関係機関や団体、地域等と連携しながら長年に渡り取り組まれてきた事業は、地域ごとに特色があり評価できる。しかし、継続事業の中には、例年通りの記載内容となっており、改善や向上が見受けられない事業も散見される。また、人権の視点に立って実施された事業とは言い難い事業もみられることなどから、総合評価を C（ある程度進んだ）とした。

国においては平成 28 年に差別を解消することを目的とした新たな法律として、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法がそれぞれ施行され、また、三重県においては令和 4 年に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が施行された。

また、3 年に及んだコロナ禍においては、感染者やその家族、医療従事者への人権侵害など、改めて人権に対する取組の重要性が認識されるようになった。

このような人権を取り巻く社会状況の変化に対応するため、津市人権施策基本方針の改訂を行うこととした。今後は、新たな基本方針に基づき、全庁を挙げてさらなる人権施策を推進していくよう期待する。

3 施策別の評価・提言

- 施策の体系：基本施策
- 施策分類：人権啓発の推進
- 評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・**地域人権啓発事業**…コロナ禍において、講演会や恒例の行事が工夫しながら開催されたものが多かった。長年にわたって地域で開催してきた人権啓発行事は、地域毎に特色があり、住民や子どもたちが自主的に取り組む活動は大いに評価できる。コロナ禍でも、多くの人が参加できるように行ったオンライン開催や平日の夜間開催は、今後も継続されることを望む。
- ・**児童虐待防止に関する啓発**…11月の虐待防止月間に合わせて、広報津への掲載、啓発用ポスターの掲示、チラシの配布による啓発活動を実施したことは評価できるが、当該月間以外でも積極的な啓発に取り組まれない。コロナ禍で、失業や雇い止めが増え、社会不安が増す中、大人も子どもも家庭で過ごす時間が増えたことにより、DVや虐待が増えている。地域の関わりがますます希薄になっている中、隠れた虐待を可視化するために、何が虐待か、しつけとの違いは何かという認識を広げていく必要がある。子どもを取り巻く家庭や地域に目配りがされた虐待の早期発見と未然防止につながるような人権啓発の在り方を考えてもらいたい。関係各課の連携と孤立しやすい保護者の立場に立った取組を望む。
- ・**企業啓発事業**…令和4年度は企業訪問が再開されたが、予定より少なく市内24事業所の訪問となった。訪問できた事業所では、直に人権尊重の啓発ができたことは評価できる。コロナ禍において起きている人権問題があるので、今後も継続した取組を望む。
- ・**人権週間啓発事業・市民人権講座等の開催・広報紙での人権啓発・男女共同参画事業**…コロナ禍で始まったオンラインの活用、平日の夜間開催等の工夫によって、参加者を広げることができた事業があったことは評価できる。今後も多くの人が日々の生活の中で人権について考える機会が持てるような啓発活動の継続を期待したい。
- ・**職員人権研修事業**…コロナ禍においても、多くの研修が開催された。また、DVD視聴での研修により職員の参加が増えたことは評価に値するが、一人での視聴は学びが深まらないという課題があるので工夫されたい。職員の研修は個々の人権感覚を醸成することが目的であるので、行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むことができるよう研修内容の充実を図り、今後も職場における参加しやすい環境を整えることが必要である。

まとめ

コロナ禍においても、多くの事業が工夫しながら開催された。地域で継続して行われている事業は関係者の熱意を感じる。各事業が基本方針に立ち返り、課題・問題点を明確にすることは今後の事業の進展につながる。すべての事業が集客と内容の両方にこだわった取組を継続する必要がある。啓発のための広報は社会のニーズを分析して、常に広報の方法について検討が必要と思われる。

2 今後の取組についての提言

新型コロナウイルス感染症の拡大によって社会の状況が大きく変化し、今まで潜在化していた差別意識が明るみに出て、人権侵害が誰にでも起こり得る身近な問題になった。集団心理の怖さ、社会的弱者へのしわ寄せを実感している人も多いように思う。人権侵害を未然に防ぐために、あらゆる分野での啓発を工夫して継続する必要がある。

人権に対する意識は一人一人が身近な問題、自分の意識の問題として捉えない限り社会は変化しない、また、そのための啓発事業でなければならない。地域の実情にあわせた取組や講演会、研修会等は継続して行うことに意義がある。

津市においても、地域との関係を持ってない人や外国籍の人が増えていることから、受け取る側に立った情報発信となるよう工夫しなければならない。SNS※¹¹は、発想と工夫次第でより多くの人への啓発の推進になるので積極的に活用されることを望む。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：人権教育の推進
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・ **中学生意見交換**…令和4年度はボnzオブフレンドシップ交流会として、各地域の学習会活動の交流会を開催し、4カ所の参加があった。津市内の多くの中学生が交流することは意義があるが、事業の目的・対象等を事業概要に明らかにされたい。
- ・ **幼稚園、保育所における保育事業**…この時期の子どもの育ちは、大変重要であり、津市架け橋プログラムと共に各中学校区の人権カリキュラムとの併用のもと、9年間ないし12年間の子どもの育ちを支えてほしい。また、保護者の抱えさせられている状況も厳しくなっているがゆえに、保育者同士の連携も密になるよう工夫されたい。
- ・ **地域力創造セミナーの開催**…地域性や受講者のニーズも異なるであろうが、今後も地域に根差した拠点として啓発活動の充実に努められたい。
- ・ **人権学習推進事業**…様々な生き方との出会い学習は、子どもたちにとって価値があることだと評価する。しかし、子どもの実態把握から出発した出会い学習を行うためにも、教師が子どもに何を学ばせたいのかという意図を持って取り組まれたい。
- ・ **人権教育推進に係る事業**…各中学校区での人権フォーラムは、子どもたちの成長をより促す出会いとしても位置付けられ工夫されている。そこに見える子どもたちの姿から、9年間ないし12年間の取組の成果や課題を出し合い、全教職員で検証し、それぞれの発達段階に応じた取組を今後も推進されたい。
- ・ **人権教育ステップ・アップ事業**…各園・校での人権教育推進には、管理職や人権教育担当者のリーダーシップは欠かすことができない。子どもたちにとって豊かな学校生活での学びの確保は、教職員の人権意識に大きくかかっている。今後も研修の充実に図られたい。
- ・ **人権学習会事業**…地域に根差した取組の継続支援は、今後も重要なことであると評価する。今後の一層の深まりと広がり期待したい。
- ・ **人権教育講演会事業**…様々な情報は、個々で入手できる時代となってきた。しかし、地域に根差した意図的な人権教育講演会は、社会問題を自分ごととして地域の一人として考える機会でもある。今後も一層の工夫をされたい。
- ・ **青少年友の会支援事業**…次世代につなぐ学びの輪は、各地域や様々な関係団体等との連携の中で、今後も持続可能な人材育成を図られたい。
- ・ **地域学習会事業**…各館・教育集会所等で実施されている地域学習であるが、個々の子どもの学びは、学校教育と決して分離するものではない。子どもの育ちを地域で支えていくためにも学校・各館等との連携を密にし、地域で子どもたちの人権意識を育てられたい。
- ・ **人権教育推進プロジェクト事業**…各中学校区での人権カリキュラムを軸とした実践は、今後も大切にしたい。そのためにも常に子どもの実態や子どもを取り巻く地域社会の実態を念頭に取組を進められたい。
- ・ **地域交流事業**…人権尊重の地域づくりの一環として今後も推進されたい。

まとめ

現代社会の状況が厳しく、人権課題も多様化・複雑化しているため、学校教育・社会教育の中において、人権意識の向上を図ることは急務である。そのためにも、今ある事業の見直し・継続等を子どもや地域の実態、社会情勢から検討・推進されたい。

2 今後の取組についての提言

人権教育の推進は、何よりも子どもや保護者、地域社会の実態把握から出発する。その実態を掴むためには、教職員や周りの大人の人権意識の向上が不可欠である。具体的な実態から、子どもたちにとって今後どんな力が必要なのかを議論し、何より教職員一人ひとりが「人権が尊重された学校づくり」を実践するためにも、困難を抱えさせられている子どもたちの背景にある社会問題を理解し、子どもの暮らしや学校生活での実情を把握できるような、子どもの気持ちに寄り添うことのできる人材育成を図られたい。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：相談・支援体制の充実
■評価ランク： B（進んだ）

1 取組の評価

- ・ **青少年の悩み事相談**…これまで、非行その他の問題行動への対応において、初期段階での対応が丁寧に行われていなかったために、解決が難しくなるケースが見られたとの報告が続いていたが、令和4年度の取組状況によると、問題行動に悩む保護者や悩みを抱える青少年に対し、津市青少年センター、学校、教育研究所、教育支援センター等で相談活動を行い、関係機関と連携し適切な支援を行なったと報告されており、評価できる。また、教育支援センター2カ所それぞれにスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを1名ずつ配置されているが、令和5年度には、さらに3名のスクールソーシャルワーカーを配置し、より専門的な視点での支援・指導の充実に繋がるよう努めるとしており期待する。
- ・ **外国人住民の生活相談**…ポルトガル語、スペイン語、タガログ語の通訳担当員を配置しており、令和4年度は約9,000件の外国人住民からの窓口相談に対応している（令和3年度は8,700件）。また、タブレット端末を利用した多言語遠隔通訳サービスについても14言語の対応が可能であり、利用は昨年より大幅に増加している（令和4年度は363件；令和3年度は183件）。このような外国人住民への母国語での窓口対応をスムーズに行ったことは評価できる。また、令和3年度に続き、長引く新型コロナウイルスの影響により、生活に支障をきたした外国人住民に向け、弁護士や税理士など専門家による相談会において通訳を介して行った点も評価できる。
- ・ **保育所等における育児相談**…保育指針等の改定により、多くの園でますます「子ども主体の質の高い保育」を重視するようになってきた。それを実現するエピソード記録の一つとして、ドキュメンテーション（写真等を用いた保育記録）が注目されている。園での様子をわかりやすく伝えるために、ドキュメンテーションを使って、保護者に発信していくことを推進していると報告している。また、今後の事業予定で、今以上に、こども支援課との連携を深め、気になる子どもの情報を共有していくために、定期的な情報共有の場を設けていくとしており、今後に期待する。
- ・ **母子父子寡婦福祉事業**…現在の生活状況について聞き取り、①就労支援（母子・父子自立支援プログラム、自立支援教育訓練給付金事業）、②生活支援（児童扶養手当給付事業、高等職業訓練促進給付金支給事業、母子父子寡婦福祉資金貸付事業等、学習ボランティア事業、児童援護金、小学校入学・中学校卒業祝品など）を実施したとあり、評価できる。しかし、令和3年度・4年度の課題・問題点に、「一人親家庭は、就労のため開庁時間中に来庁することが困難な人が多いため、児童扶養手当の現況届受付は、休日窓口を1日開設する。今後は日数増を検討する」と同じような報告をしている。次年度には実現することを期待する。
- ・ **差別事象への対応**…令和3年度・4年度の今後の事業予定で、事象報告のあった学校に対しては、「仲間づくりの課題」「人権学習の課題」「教職員の意識の課題」「家庭・地域の課題」の4つの視点で課題を整理し、その課題を学校や中学校区で共有し、課題解決に向けて取組が進められるよう指導助言をしていくとある。また、差別的な発言は、人の心を傷つけるだけでなく、時には人の命をも奪うことになるという危機感をもって取組を進めており、評価できる。
- ・ **相談事業の充実**…取組状況に、市民を対象とした夫婦・親子の関係、生き方などのさまざまな問題について、女性カウンセラーによる無料相談を13時から18時までとしているが、働く女性が多くなっている今、19時まで相談時間を延ばすべきである。

まとめ

複雑で多様化した相談・支援内容に対して、ほとんどの事業において関係機関と連携・協力を図り、さまざまな工夫がなされており評価できるが、事業の取組状況を振り返り、課題・問題点をしっかりと捉え、次の取組に活かせるよう相談支援体制のさらなる充実を望む。

2 今後の取組についての提言

人権に関わる相談は、複数の要因が複雑に絡み合っているものも少なくない。相談者の立場に立ったきめ細やかな対応が求められる。そのため、人権相談の実施者は、研修を重ね、専門性の確立を図るためにより一層のスキルアップが必要である。人権は市民にとって保障されるべき生活の基盤である。ライフステージに応じた途切れのない相談・支援体制の強化を図り、必要なときに、誰でも安心して相談できる環境づくりが求められる。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
■評価ランク：B（進んだ）

1 取組の評価

- ・ **ユニバーサルデザインまちづくり事業**…香良洲地域だけでなく、津市内の小学校・三重短大・ふれあいカレッジでの出前講座を行ったことは評価できる。今後は津市UD連絡協議会と連携し他団体と協力しながら市内全域へUD啓発を推進されたい。
- ・ **学校施設維持補修事業（長寿命化改修事業）**…毎年計画的に学校施設のUD化を進めており、評価できる。今後も整備を進められたい。
- ・ **各公園施設整備事業**…三重県UDのまちづくり推進条例及び津市都市公園条例の規定に基づき、既存の公園を整備して誰もが訪れやすい公園となることを望む。また開発行為に伴い新設される公園は今後も指導されたい。
- ・ **通学路整備事業・道路環境整備事業**…通学路のグリーンベルト化は安全確保に効果が期待できる。今後はカラー舗装、側溝整備、蓋設置等整備や道路パトロールを実施し、道路整備を進められたい。
- ・ **津なぎさまち管理運営事業**…ウッドデッキの修繕は評価できる。三重県所管の突堤付近フェンス下の舗装の修繕を引き続き三重県に要請されたい。
- ・ **交通施設等のバリアフリー化**…数年来要望していた近鉄南が丘駅のUD化の工事が始まったのは評価できる。
- ・ **ホームページ整備運用事業**…UD化に取り組み、誰もが見やすくなっているが、津市在住のベトナム人も多いので、言語標記にベトナム語を追加されたい。
- ・ **社会教育施設のバリアフリー化**…公民館のトイレの洋式化は評価できるが、今後は多目的トイレの設置も検討されたい。
- ・ **声の広場、点字広報発行事業及び点字シール貼付事業**…視覚障がい者の社会参加と自立促進のための情報保障であることから、利用者は横ばいではあるが今後も継続されたい。
- ・ **スポーツ・レクリエーション事業**…視覚障がい者がマラソン大会に参加する際、伴走者の参加料が無料になったのは評価できる。今後はチラシにその旨を記載し周知されたい。
- ・ **体育施設・社会教育施設のバリアフリー化**…令和4年12月に策定した津市スポーツ施設整備計画に基づき、5施設（海浜公園内陸上競技場、久居体育館、芸濃総合文化センター内アリーナ、安濃中央総合公園内体育館、一志体育館）において、UDに配慮した整備を進められたい。
- ・ **ユニバーサルデザイン推進事業**…コロナ禍にも関わらず、学校出前講座をはじめ、公民館や市内のイベント会場（津まつり・久居まつり・つ環境フェスタ）での啓発、市の新規採用職員や2年目職員に対するUD研修の実施、西郊中学校区人権フェスティバルと連携したUD発表会の開催などを実施したのは評価できる。今後も学校だけでなく、市民にも啓発されたい。
- ・ **リージョンプラザ管理運営事業**…築35年を経過し、毎年UDに配慮した修繕を行い、利用者の利便を図っているのは評価できる。今回のトイレにおける荷物フックの設置は他の施設でも採用されたい。
- ・ **地域防災情報通信システム整備事業**…防災情報の周知、緊急告知ラジオ貸与事業の拡充は評価できる。コロナが5類に移行となったことから、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に居住されている避難行動要支援者に対して市職員の直接訪問を再開されたい。

まとめ

さまざまな事業で着実にUD化は進んでいる。通学路のグリーンベルト化は安全確保に資するので今後も進められたい。近鉄南が丘駅のUD化事業が始まったのは評価できる。

2 今後の取組についての提言

ハード面だけでなく、UDのまちづくりの基本となる人権尊重意識の高揚に向けて、事業者や地域住民にUDの考え方について普及啓発をするとともに、市民が日常の中でUDを実感できるように取り組まれたい。また、ユニバーサル社会実現推進法の具現化を目指した施策を進めてもらいたい。障がい者の就労やスポーツに取り組む機会を増やすなど、すべての人々が社会参加できる環境づくりを進められたい。

1 取組の評価

- ・ **人権啓発団体の育成・人権ネットワーク事業**…新型コロナウイルス感染症の影響で、取組の在り方を問い直す機会が得られたと考える。中止・縮小せざるを得なかった取組も再開されているが、以前の取組に立ち返るだけでなく、新たな視点での取組がなされるように努力されたい。
- ・ **日本語講座事業**…日本語習得の場だけでなく学力保障の場にもなっている。個々の力に応じた個別指導が行われる場は子どもが安心して学べる場であり、貴重である。サポーター確保に尽力されたい。
- ・ **子ども会育成者団体への補助事業**…子ども会活動において、参加できる子どもに限られる活動ではなく、全ての子どもが参加できるものに変えていくための努力が必要である。子ども自身の発想を取り入れることも検討されたい。
- ・ **人権擁護事業**…補助金を交付している以上、それに見合った活動がなされているかどうかのわかりやすいように報告の記載を工夫されたい。
- ・ **男女共同参画推進団体等への支援**…各団体の連携強化・情報交換にとどまらず、津市における男女共同参画に関する課題を論じ合い、それらをどのように解決するのかについて語り合う場になるように検討されたい。
- ・ **人権啓発団体との連携**…津市人権・同和教育研究協議会との連携で、「災害と人権」のテーマで講演が行われ、被災地から学ぶだけでなく、地域の自主防災協議会からの発信が行われたことは評価できる。

まとめ

市民活動と連携しながら、人権について学ぶ場や発信する場が継続的に作られていることは評価できる。新型コロナウイルス感染症の影響で縮小せざるを得なかった事業も多い。以前の取組に戻すことだけを考えるのではなく、取組の在り方を考える機会になったと思われるので、新たな視点も入れて取組を進められたい。

2 今後の取組についての提言

市民活動と連携しながら、人権について学ぶ場や発信する場が継続的に作られていることにより、前例踏襲に満足するのではなく、取組をさらに進めていくことをめざすことが重要である。各組織が意欲を持って取組を進めることができるような連携を期待する。

1 取組の評価

- ・ **人権フィールドワーク事業**…現地で実際に学ぶ人権フィールドワークを実施することの意義は大きい。今後は、一人でも多くの参加者拡大が望めるような工夫を検討されたい。
- ・ **学習会及び体験学習事業**…地域に根付いた子どもたちの学びには、地域住民や園・学校等との連携が欠かせない。また、一人一人の人権が尊重される地域づくりの一環であるという意識のもと、地域住民とつなげる取組として推進されたい。
- ・ **差別事象への対応**…SNSの普及に伴う差別事象等、法務局や県人権センター等と連携し、迅速かつ適切な対応を図られたい。また何より子どもや大人・地域住民に、どのような意識があるのかを把握することを大切に取組を進められたい。
- ・ **人権・同和問題補助事業**…1地域の事業の取組の記載であるが、他地域の取組についても記載し、今後も実績を把握しつつ継続されたい。
- ・ **隣保館運営事業**…部落差別解消に向けて、啓発・相談・地域住民支援の拠点として、様々な工夫がなされていることは評価する。しかしながら、すべての隣保館での事業内容が記載されていない。また、相談業務については近年様々な問題に関する相談があると考えられるが、各館での職員数の充実と職員研修の充実を図られたい。
- ・ **識字学級**…本来の識字学級の意味からも、各地域で識字に困難を抱えている人の概数を把握することに努められたい。
- ・ **中学生意見交換**…中学生の学びとして、意見交換や交流の場を設けたことは大変評価する。参加した中学生が部落差別解消に向けて、どのような意識向上が図れたかについての記述等も期待する。

まとめ

同和問題を解決するための施策は継続推進されている。今日の社会状況の変化によって、様々な人権問題が複雑に起因する中で、同和問題の解決に向けた施策から人権施策が出発したことを再認識し、関係者が常に原点を忘れず人権施策を推進されることを望む。そのことが、「部落差別解消推進法」の具現化を図る地方自治体としての責務を果たすことにつながると考える。

2 今後の取組についての提言

「部落差別解消推進法」では、同和問題の解決が行政の責務として記されている。しかし社会状況の変化の中で、インターネット等での情報操作及び、差別の助長により、誤った認識が拡散されている。こうした状況の解決に適した事業内容になっているのか、また実態を把握したうえで、各事業が本当に同和問題の解決につながる取組となっているのかを今一度検討されたい。同和問題の過去の歴史、とりわけ差別解消に向けての取組から学び、現在の取組が、同和問題だけでなくあらゆる人権問題の解決に向けた取組になりうるものであることを認識し、維持継続だけでなく更なる人権施策の充実を図られたい。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：子どもの人権
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・**子育て支援事業**…コロナ禍において、感染症対策を取りながら、参加者が安心して参加できる体制を整え、定期的な子育て広場の開催や子育て相談を行ったことは評価できる。保護者が孤立しないように連携を図りながら、気持ちに寄り添う支援を行うために、支援者の人材育成と更なる充実を図りたい。また、ボランティアの確保が難しくなっているため、継続して関わる職員の体制を整える必要性を感じる。
- ・**相談事業**…コロナ禍において、子どもにも保護者にもストレスがかかる傾向が増している中で、感染症対策を講じて事業が実施されたことは評価できる。家庭児童相談では内容がますます多岐にわたり、家庭環境や子ども自身の発達課題等が複雑に絡む相談も多いことから、関係機関と連携を図り必要に応じて専門機関に繋げ、虐待の防止に努める必要がある。相談を受ける保育士、ボランティア、スクールカウンセラー、学級支援サポーター、母子保健推進員の資質向上のための研修を充実させたい。
- ・**児童虐待防止等ネットワーク会議**…今後も構成機関が情報の共有及び連携の強化を行い、虐待の早期発見と防止の観点から相談窓口が充実されることを期待する。また、個々の職員のスキルアップに努め、相談機能の強化を望む。
- ・**病児・病後児保育事業の充実**…外国籍の人にもわかりやすい周知と更なる受け入れ施設の拡充を望む。
- ・**放課後児童クラブ育成及び支援**…利用者が増えていることへの対応と、子どもの人権に配慮された居場所となるように支援者の確保及び研修の充実を望む。コロナ禍において更なる感染症対策と利用者数の密状態の改善を求む。

まとめ

今年度は新型コロナウイルス感染症対策を取りながら多くの事業を行う努力がされた。以前の取組を踏襲しているだけの事業もみられたが、母子保健事業では改善を重ねて充実した取組になっていることを評価したい。コロナ禍で不登校やいじめ問題などが増え、子ども一人ひとりへの支援が必要となってきた。学校現場で直接児童・生徒に関わる学級支援サポーターやスクールカウンセラーの役割が大きいことから、体制の充実を望む。子どもが主体的に取り組む活動及び子どもの権利意識を醸成し擁護するための活動という目的を念頭において、事業の課題・問題点が捉えられなければならない。困難な状況においても、事業が本来の目的を達成するための取組を行ってほしい。

2 今後の取組についての提言

令和5年5月、津市において4歳の女兒が虐待で亡くなった。関係機関とつながりながらも救えなかったことから、改めて子どもの人権に係る施策の取組について考える必要がある。

子どもの育ちを地域社会で見守ることが重要である。そのためにも、保護者が孤立しない子育て環境を整え、子どもたちが地域との関わりの中で多様な価値観に触れながら育つことができるように、さまざまな施策を講じることが求められる。少子化が進み、子どもの総数が減少している中で、児童虐待通報は増加し、いじめ、自死、不登校は増え続けている。津市においても要支援家庭（子育てが困難な家庭）も年々増えている。子どもの基本的人権が守られ、子どもの主体性が大切にされる社会に変えていく必要がある。平成28年の児童福祉法の改正で、子どもを権利主体とする、子どもの権利の明確な位置付けがなされた。更に令和5年4月に「こども基本法」が施行された。津市においても子どもの状況を深刻に捉え、あらゆる施策に子どもの権利保障の網掛けができる津市独自の子どもの権利条例が制定されることを切に切に望む。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：女性の人権
■評価ランク： C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・**職場等におけるセクシュアル・ハラスメント**※12 **防止対策の実施**…毎年「教職員からのセクシュアル・ハラスメントに係る事案の報告は上がっていない」と報告されているが、本当にないのか、セクシュアル・ハラスメントだと気づいていないだけなのか、または、報告しづらいためにないとしているのか注視し、方策を立てる必要がある。セクシュアル・ハラスメントは働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為である。また、セクシュアル・ハラスメントの被害者を出さないことはもとより、万が一被害があった場合に被害者が安心して相談や訴えができる環境づくりが大切である。今後の事業予定に、新任校長及び教頭に対して様々な機会にセクシュアル・ハラスメントを含めた服務に関する研修を行うとあり、セクシュアル・ハラスメントの防止に期待する。
- ・**教職員等の男女共同参画意識高揚と研修の充実**…固定的な性別役割分担意識※13 やジェンダーバイアス※14 についての学習を進めているが、それを進めようとする教職員自身が、男女格差がある社会におけるマジョリティ（多数派）特権や日常生活におけるジェンダーバイアスからくるマイクロアグレッション※15 に気付けるよう、人権感覚を高めていく必要を述べている。マイクロアグレッションは、差別の一種だが、やっかいなのは、発言をした本人に「差別している」という意識がないことが多いということである。今後の事業予定で、自らの中にある性別に対する固定的な意識を振り返ることのできる教職員研修講座等を実施するとしており、全ての教職員が受講できるよう次年度以降の取組に期待する。
- ・**一時預かり事業**…例年、「一時預かり事業の実施のために必要な職員が確保されにくい」と報告されている。保育士不足の現状として、保育園に就職しない人や早期離職者が多いことが挙げられており、一方で、保育士資格所有者の半数が潜在保育士であると報告されている。保育士不足の原因として、保育士としての責任の重さ、事故への不安、賃金の安さ、家庭を持つ保育士にとって休暇を取りにくいことなどがネックになっている。勤務時間や残業時間の長さを改善し賃金を上げるなど、やりがいや魅力のある保育事業を展開されたい。今後の事業予定に、「保育士確保のために、保育士職場復帰セミナーの更なる周知と、参加者の復帰意欲を高められるよう、保育施設でのセミナー開催等を進めていく」とあり、次年度に期待する。
- ・**各々の能力及び経験等に応じた職員の配置及び職域の拡大**…市職員の女性の管理職への登用について、令和7年度までの目標値は18%（令和4年度実績14.4%）である。新規採用者における女性職員の割合は、以前は少なかったが、令和4年は50%、令和5年は40%あり、今後、課長級以上の職員に占める女性職員の割合は高まると予測されているが、事業概要にあるように性別を問わず、職員の能力の向上を図るとともに、各々の能力及び経験等に応じた職員の配置や職域の拡大が望まれる。
- ・**審議会等への女性の登用促進**…女性の参画を進めようとする様子は伺われるが、令和5年3月31日時点で73の附属機関のうち、女性委員の占める割合は、26.3%（269人／1,024人）と40%には程遠い状態であり、不十分である。今後の事業予定にあるように、新たに、委員改選時には各推薦依頼団体に対して、女性委員の推薦について配慮を依頼し、早急に40%の目標値に達することを期待する。
- ・**妊娠・出産・育児にかかわる母子保健事業の充実**…保健センターにて、母子保健手帳の交付時に、妊婦が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠、出産、育児期の相談に応じながら、妊婦自らが妊娠期・育児期を過ごす行動目標などを立てられるようなプラン用紙を作成し、健康相談や教室の案内を行っている。その際、継続して支援が必要な対象者には、支援計画を立て、関係機関と連携をとりながら、出産後の育児がスムーズに行えるよう継続支援を行っており評価できる。

まとめ

女性の人権や男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められているが、社会情勢の変化等により生じた新たな課題等がある。例えば、コロナ禍における女性の貧困があげられる。その一方で、依然として雇用の分野においては、管理職に占める女性割合が少ないことや男女間の賃金格差など、男女共同参画が十分とはいえない。今後も社会の現状を直視し、女性の人権について相談者に寄り添い事業展開されることを望む。

2 今後の取組についての提言

女性に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女性が男性と平等の条件で政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものである。今後も女性の人権施策は必要不可欠であり、積極的な施策の推進に期待する。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：障がい者の人権
■評価ランク： C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・ **総合的な学習等における障がい者理解の教育推進**…総合的な学習の時間等において、障がい者やその支援活動を行っている地域の人々をゲストティーチャーとして招き、話を聞いたり、車椅子体験や白杖を使った歩行体験などの疑似体験を令和2年度から継続して行っているとある。これにより、児童・生徒は障がいのある人への理解を深め、共生の視点から学ぶことができ、誰もが安心して暮らせる社会にしたいという思いを持つことができたとして報告されており評価できる。また、いくつかの学校で実践した車いすバスケットボールの体験からは、障がいのあるなしではなく一つの活動を一緒に楽しむことの価値を感じ、障がいについて考え、自分にできることを見つけようという気持ちを持つことができたとして報告されており、取組の成果がうかがえる。今後もこの気持ちを大切にしてもらいたい。
- ・ **特別支援教育研修**…「特別支援教育研修」とは、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。取組状況に共生社会の担い手を育む「交流及び共同学習」について研修を深める機会を増やすことができたとして報告されているので、そのことを大切に次年度に活かすことを期待する。
- ・ **障がい児保育事業**…障がい児保育とは、障がいのある子どもに必要な支援をしながら保育することで、主に保育所や児童発達支援施設などで行われる。令和4年度の課題・問題点として、特性を持つ子どもが、様々な事業所の多様化する福祉サービスを利用することが増え、保育施設も正しい理解のもと情報共有をすることが必要になっていることが挙げられており、医療的ケア児受け入れに向けて、知識及び専門的な保育の質の向上が求められることが報告されている。障害福祉サービスを利用する障がい児及び学習上又は生活上特別な支援が必要な小・中・高等学校等に在籍する発達障がいなどがある児童生徒等に対して、各自治体においては、教育と福祉に関する部局など関係機関が連携して支援することが求められている。今後の事業予定に「医療的ケア児の入所希望が増えることが想定され、相談の方法などスムーズな受け入れのための準備に努めます」と記載されていることから期待する。
- ・ **訪問指導事業**…保健師が保健指導をする対象者は、赤ちゃんから高齢者までその地域の住民全員となる。保健師が地域住民の健康を守るために、疾病や介護の予防、子どもの発達の把握のため、繰り返し訪問指導を行い、健康問題を解決していく手助けをしていることは評価できる。取組状況によると、保健師等が本人及び家族、民生委員、地域包括支援センターや医療機関等からの相談により各家庭を訪問し、特に精神的な不安を抱える人や引きこもりなどの社会生活に不安を持つ人、介護等複合的な問題を抱えている家族に対して、関係機関と連携し改善策を共に考えていることが報告されており、重要な取組であると考えられる。各地域包括支援センターと保健センターの地区担当者が互いの研修会に参加し研鑽に努め、地区活動を通じそれぞれの特性を活かし、さらなる連携の強化に努めてもらいたい。
- ・ **障害者差別解消法の啓発等**…いわゆる人権三法のうちの一つである障害者差別解消法について、職員への周知は研修等を通じ広まっているが、市民に対して周知・啓発を行い、意識を高めていく必要があると課題・問題点に挙げている。障害者差別解消法の改正により、令和6年からこれまで民間の事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」（法的義務）とされることから、市民への啓発は必須である。今後の事業予定に明記されたい。

まとめ

障がい者の人権についてはさまざまな施策が実施されている。取組状況から課題・問題点を把握し、今後の事業予定につながるよう一層の工夫や努力を望む。

2 今後の取組についての提言

障がいのある人が日常生活や社会生活を営むには、さまざまなバリアがある。各施策の前年度までの取組状況や目的、達成度に大きな影響があった課題・問題点を捉え、要因について分析等の評価を行うとともに、その評価結果に基づいて次年度の施策の方向性や施策目的の達成手段である事業の改善方針を考え、施策及び施策を構成する事業について一体的に進捗を図ることが必要である。障がいのある人も、ない人も同じく尊厳のある生活を送れる社会をめざし取り組まれない。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：高齢者の人権
■評価ランク： C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・ **地域支援事業**…高齢者がいつまでも自分らしく生活ができるように元気アップ教室や認知機能アップ教室の事業を広報紙で周知を行い、実施したことは評価できる。成年後見制度についても周知を図り、制度の定着や円滑な運営に期待する。
- ・ **介護予防事業**…介護予防・日常生活支援総合事業において、訪問支援2カ所、通所支援2カ所を新たに開始拡大させたことは評価できる。引き続き、地域の支え合いによる取組を期待する。
- ・ **在宅介護支援センター事業**…介護・福祉相談、公的サービスの申請代行、高齢者実態把握調査、転倒予防や認知症予防などに関する教室の開催等、今後も継続して行い、普及啓発に努められたい。
- ・ **シルバー人材センター運営事業**…働く意欲のある高齢者がこれまで培ってきた豊富な経験や知識・技能を発揮し、利用者のニーズに対応できるよう、人材の育成のために講習を行い、会員拡大と就業機会の開拓のために企業に出向くなど積極的に活動を進めたことは評価できる。
- ・ **配食サービス事業**…調理困難な高齢者等に食事を届けることにより、栄養バランスの摂れた食事を提供するとともに、利用者の安否確認等も行い、在宅での健康な生活を支援したことは評価できる。引き続き配食事業所の確保及び配達可能エリアの拡大に努められたい。
- ・ **高齢者外出支援事業**…高齢者の生きがいがづくり、人との繋がりづくりのため、コミュニティバスや路線バスを活用し、高齢者の外出支援を行っていることは評価できる。運転免許証の自主返納者や移動手段を持たない高齢者にとっては受け皿となっているが、全ての地域をカバーできているわけではないため、さらなる拡充に努められたい。今後も継続した取組の推進と事業の運営に期待する。なお、支援対象者がマイナンバーカードの取得者に限定されているため、全ての高齢者が対象となるよう検討されたい。
- ・ **避難行動要支援者に対する個別計画の作成促進**…高齢者や障がい者等の要支援者が災害時に迅速に避難できるよう、地域ごとの対策の検討を提案しているが、内閣府が示す取組指針に沿って、早期に取り組まれたい。

まとめ

高齢者が安心して生活できるよう各事業に取り組んでいることは評価できるが、事業の継続だけが目的ではなく、新たな課題・問題点を見出して更なる創意工夫を重ね、高齢者にとって利用しやすい事業となることを期待する。

2 今後の取組についての提言

高齢者向けの講座（寿大学・シニア講座・生き生き講座等）があり、学びの場となっている。新たな参加者を獲得するため、より高度な学びの場を設定する必要がある。特に人気のある講座（フレイル^{※16} 予防のための体操教室等）は、健康寿命を延ばすため年間を通して開催する必要がある。高齢者の生きがいがづくり・健康づくりにはとても大切な事業であるため、包括支援センターや保健センター等とも連携した地域全体での取組に期待する。また、高齢者の貧困問題についても注視し、新たな支援や取組に努められたい。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：外国人の人権
■評価ランク： B（進んだ）

1 取組の評価

- ・ **外国人住民の生活相談**…約9,000件の相談が寄せられるに至っているのは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けニーズが増えたことだけでなく、相談員の増加、ニーズに応じた相談窓口開設時間の工夫等、近年の努力の結果であると思われる。相談窓口に対する信頼は重要である。今後も市民に寄り添う相談窓口であり続けられるよう、努力を続けられたい。
- ・ **ごみ排出マナー啓発事業**…ごみ分別アプリ「さんあ〜る」は多言語で利用でき好評であるため、転入窓口において当該アプリの紹介を多言語で行うなど、周知方法を工夫されたい。また、外国語版ごみ収集日程表の配付も、SNSを利用しない人には必要であるので、継続されたい。
- ・ **学校へ行こう in 津市**…就学や進学に対する不安を取り除くために必要な取組である。先輩からの話や経済的な支援の情報等、有益な内容が盛り込まれている。参加者数が増えるように工夫されたい。
- ・ **ホームページ整備運用事業**…翻訳ボタンがトップページにリンクされているため、関連ページを探すのが困難である。閲覧ページの翻訳ボタンをクリックすれば当該ページが翻訳されるようなシステムへの変更を望む。
- ・ **日本語教室**…公教育として行われている日本語教室がボランティアによって運営されているのは望ましい状態ではない。予算措置が行われるよう働きかけをされたい。
- ・ **母子保健事業**…さまざまな文書等の多言語化や在留資格を逸した人への予防接種や乳児検診の機会を逃すことがないような配慮等、きめ細やかな対応を行おうとされていることは評価できる。今後もこれらの配慮を続けられたい。
- ・ **地域防災情報通信システム整備事業**…多言語の発信がなされていることは評価できるが、外国人住民でメールを使用している人は多くないと思われる。WhatsApp等のメッセージアプリでの多言語発信の検討を望む。
- ・ **避難所標識等設置事業**…避難所の場所を知らない外国人住民は多い。わかりやすい標識を設置し、誰もが避難所を知ることができるよう努められたい。
- ・ **ヘイトスピーチ解消法の周知・啓発**…差別事象の事後対応だけで終わることなく、継続的な取組が必要である。

まとめ

相談窓口への信頼は重要である。丁寧に対応されたとの実感がさらなる相談や参加への気持ちにつながる。相談者や参加者に寄り添う運営に尽力されたい。

2 今後の取組についての提言

長年の積み重ねにより、外国人住民が暮らしやすくなるためのさまざまな取組が行われるようになっていく。さらに取組を進めるためには、外国人住民自身の声を反映させることが重要である。その方法を検討し、より外国人に寄り添った施策の推進に繋げてもらいたい。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：さまざまな人権課題・その他の人権
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・ **犯罪被害者等支援事業**…令和4年4月1日より津市犯罪被害者等支援条例が施行され、条例制定記念として「犯罪被害を考える集い」が開催されたが、参加者は関係者が多かった。犯罪被害に遭うと、直接的被害だけでなく、心身の不調や日常生活の不安（仕事上・経済的）、再被害の不安や恐怖、誹謗中傷等があるので、今後、一般市民にこの条例を周知されたい。
- ・ **人権啓発推進事業**…ハンセン病元患者や北朝鮮人権侵害問題について啓発したことは評価できる。今後は、アイヌの人々についても取り上げられたい。「津市人権施策基本方針」の改訂でハラスメント、性的指向^{※17}・性自認^{※18}、災害と人権、貧困問題、自殺問題、北朝鮮当局による拉致問題の6項目が人権課題として基本方針に追加された事は評価できる。多様化している人権課題を広報紙や講演会を通じて市民に啓発されたい。
- ・ **応急診療所管理運営事業**…応急診療所は急病時に受診できるので、市民にとって心強い。また24時間365日応急処置や子育て相談、健康相談に応じる電話相談「津市救急・健康相談ダイヤル」は相談者の不安軽減につながっており評価できる。今後も継続されたい。新型コロナウイルス感染症の感染対策をしながら、防護具を着用し別室で発熱患者対応や、偏見や差別の相談にも丁寧に対応したことは評価できる。
- ・ **生活保護事業**…今後もプライバシー保護に配慮しながら、最低限度の生活を保障し必要に応じて、関係各課を紹介するなど相談者に寄り添った対応をされたい。
- ・ **生活困窮者自立支援事業**…相談者それぞれの置かれた状況が異なり、個別対応が必要である。今後更なる確かな支援や助言を行い、自立支援に繋げるよう努められたい。
- ・ **市民意識調査**…人権課題が多様化・複雑化し、平成29年の意識調査では不十分ということで、令和4年7月に「ハラスメント」をはじめ6項目のアンケートを実施し、津市人権施策基本方針の見直しを図ったことは評価できる。
- ・ **SDGs^{※19}関連事業**…人権施策各事業にロゴを反映させたことを受け、「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を尊重する」ことを意識しSDGsに寄与する取組を行ってほしい。

まとめ

犯罪被害者等支援条例が施行されたことは評価できる。今後は広報及び啓発が課題である。「津市人権施策基本方針」が見直され、多様化している人権課題の6項目（ハラスメント、性的指向・性自認、災害と人権、貧困問題、自殺問題、北朝鮮当局による拉致問題）が追加されたことは評価できる。

2 今後の取組についての提言

犯罪被害に遭われた方やその家族に寄り添った支援をするとともに、犯罪被害者等支援条例の意義や犯罪被害者支援についての理解を市民へ啓発されたい。

今後も、さまざまな人権課題や津市人権施策基本方針で追加された6項目に関して、担当課と連携しながら市民人権講座の開催や広報紙の「人権だより」「シリーズ人権」での紹介など啓発に努められたい。誰もが自分らしく参画・活躍できる社会となるよう、今後の取組に期待する。

援護課は、民生委員や隣保館、社会福祉協議会とも連携し、生活困窮者支援・生活保護事業を進められたい。また、誰もが安心して相談できるような雰囲気や相談を受ける職員の意識づくりに努められたい。今度も外国人には、通訳やタブレット翻訳機を使用し意思疎通を図られたい。

用語解説

※1 人権文化クリエイター

広域性・地域性に対応した人権教育を推進するために教育委員会や教育事務所に配置される指導主事のこと。

※2 ユニバーサルデザイン（略称 UD）

普遍的（ユニバーサル）なデザインのことで、誰もが使いやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事、情報等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方。

※3 ピクトグラム（案内用図記号）

不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設において、文字・言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形のこと。

<例>



エレベーター



エスカレーター

※4 部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い差別の状況が変化していることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成28（2016）年12月16日に施行された法律。部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等を定めている。

※5 学級支援サポーター

児童生徒の不登校や問題行動の予防・早期発見・早期解決のための相談業務を行う市の特別職、非常勤、嘱託職員。

※6 スクールカウンセラー

学校に配置され、専門的な立場から児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う市から委嘱を受けた特別職。主に臨床心理士や学校心理士などの資格を有する。

※7 スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図るためのコーディネーター的な存在。教育と福祉の両面で専門的な知識・技術を有し、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等を有する。

※8 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28（2016）年4月1日に施行された法律。国・地方公共団体等や、会社などの事業を行う者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害のある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思を伝えられた場合における合理的配慮の提供を定めている。

※9 ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）

本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本的施策を推進することを目的として、平成28（2016）年6月3日に施行された法律。相談体制の整備や教育の充実、啓発活動等を基本的施策として定めている。

※10 ハンセン病

らい菌により末梢神経と皮膚が冒される感染症。遺伝病ではなく、感染力の弱い病気ではあるが、治療法がない時代は、顔面神経麻痺や指先の欠損、変形などの後遺症が残ることがあった。昭和18（1943）年に特效薬が開発されたが、平成8（1996）年の「らい予防法」廃止まで90年間も隔離政策が続けられた。

※11 SNS（Social Networking Service の略）

インターネットを通じて、人と人とのつながりを促進・支援するコミュニティ型の公開ページやネットサービス。よく使われるサービスとして、フェイスブック、エックス（旧ツイッター）、インスタグラム等がある。

※12 セクシュアル・ハラスメント

性的な言葉や行為、または性的な意図を持つ言動によって、他の人に不快な思いをさせたり、嫌がらせをしたりすること。

※13 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を分ける考え方のこと。

※14 ジェンダーバイアス

「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」といった社会的または文化的につくられた性差による差別や偏見。

※15 マイクロアグレッション

日常の会話や出会いの中で、他人に対して横柄な態度を取ること。当人には自覚がなく、対象となる人への無意識の偏見の表れ。

※16 フレイル

年を取って体や心の働き、社会的な繋がりが弱くなった状態のこと。フレイルを放置すると要介護状態になる可能性があることから、フレイルに早めに気づき、適切な取組を行い、その進行を防ぐことが重要とされている。

※17 性的指向

恋愛または性愛がいずれの性別を対象とするかをいう。

※18 性自認

自己の性別についての認識。

※19 SDGs (Sustainable Development Goals の略)

平成27（2015）年の国連サミットで採択された持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。すべての人が将来にわたって平和で豊かな生活を送れるように、令和12（2030）年までに世界を経済、社会、環境のバランスの取れた社会へと変革することをめざす。

津市人権施策審議会委員名簿

令和５年４月１日現在

氏 名	所属団体・職名
青木 幸枝	多文化共生ネットワーク エスペランサ代表
伊藤 好幸	公募委員
岩崎 良子	津市老人クラブ連合会元副会長、元女性部長
片岡 福生	津市身障者福祉連合会会長
金子 誠子	公募委員
川口 節子（副会長）	元三重県教育委員会委員長
北村 弘和	三重県児童養護施設協会監事 児童養護施設のない市施設長
楠本 孝（会長）	三重短期大学法経科教授
佐藤 ゆかり	公募委員
鈴木 圭子	津市人権・同和教育研究協議会会長代行、副会長
高鶴 かほる	津市手をつなぐ親の会連合会会長
谷口 美子	津子どもNPOセンター事業担当者
長島 りょうがん	公募委員
原田 朋記	公益財団法人 反差別・人権研究所みえ調査・研究員
古川 和也	津市民生委員児童委員連合会副会長
前川 正和	津人権擁護委員協議会委員
山口 登	連合三重津地域協議会事務局長
横山 真弓	津地方法務局人権擁護課課長

（50音順、敬称略）